

**全国都市緑化フェア in 京都丹波広報宣伝・協賛・行催事実施計画
策定及び実施業務委託プロポーザル
実 施 要 領**

1 業務概要

(1) 業務名

全国都市緑化フェア in 京都丹波広報宣伝・協賛・行催事実施計画策定及び
実施業務委託

(2) 目的

本業務は、全国都市緑化フェア及び第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波の事業趣旨と同フェアの基本構想・基本計画を踏まえて、来場者の拡大、事業趣旨の浸透、地域住民の参画等の最大化を図るため、魅力的なコンテンツ等の周知と事業全体の広報等を一体的に行い、京都丹波フェアの開催に必要な実施計画の策定及び準備、実施、運営等を行うことで円滑な事業の推進を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 提案上限額

金54,437,900円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、各項目の金額の上限に関しては、「見積金額内訳書（第6号様式）」に記載のとおりとする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 実施団体

全国都市緑化フェア in 京都丹波推進協議会

事務局

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所2階

電話：0771-21-8301、FAX：0771-23-5000

電子メール：ryokka-fair@city.kameoka.lg.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の法人又は任意に結成さ

れた 2 者以上の共同企業体によるものとし、次に掲げる要件を備えた者とする。ただし、本プロポーザルについて、単独の法人として参加する場合又は共同企業体として参加する場合は、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。なお、参加意向申出書の提出以降は、共同企業体の構成員の変更是原則として認めない。

【単独の法人が満たす要件】

- (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 全国都市緑化フェア等全国規模のイベントにおいて、基本計画その他これに類する計画の策定に係る業務実績を有すること。

【共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件】

- (1) 【単独の法人が満たす要件】(1) から (4)

【共同企業体のうち代表者が満たすべき要件】

- (1) 【単独の法人が満たす要件】(5)

6 参加意向申出方法

令和7年2月14日（金）から本要領を亀岡市・南丹市・京丹波町のホームページ上で公表し、同時に窓口での配布を開始する。

プロポーザル参加申込み方法は以下のとおり。

- (1) 提出期間

令和7年2月14日（金）から令和7年3月3日（月）まで

ただし、受付は土曜日、日曜日及び休日を除き、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 提出場所

「4 実施団体」のとおり

- (3) 参加資格審査書類

参加を希望する場合、次の書類を1部ずつ提出すること。

ア プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）

イ 会社概要書（第3号様式）

ウ 同種業務実績調書（第4号様式）

（同種業務の実績については、参加意向申出書等の提出日までに履行が完了したものに限る。）

エ 同種業務の実績を証する契約書の写し等

オ 委任状（第9号様式）※共同企業体による参加の場合に提出が必要

カ 共同企業体協定書（第10号様式）の写し※共同企業体による参加の場合に提出が必要

キ 共同企業体編成表（第11号様式）※共同企業体による参加の場合に提出が必要

- (4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

7 参加資格の審査等

- (1) 参加資格の審査

提案者について、「5 参加資格」に規定する参加資格の有無を審査する。

- (2) 審査結果の通知

参加資格の審査結果は、参加資格確認結果通知書（第2号様式）を用いて、令和7年3月7日（金）までに、参加申出者に対し電子メールにより通知する。

8 提案書等の提出

参加資格の審査の結果、参加資格を有するとされた者は、提案書等を必要部数揃えて、提出すること。

(1) 提案書の提出部数等

- ア 正本1部、副本12部を提出すること。
- イ 提案書の表紙（第5号様式）には、提案者名（企業名、代表者）等を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名等の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙には、提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）
- ウ 提案書の主文には、提案者名及び提案者が特定できる表現を用いないこと。
- エ 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする。
- オ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

(2) 提案書の記載項目

第5号様式及び第6号様式のとおり

(3) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年3月10日（月）から令和7年3月24日（月）まで
ただし、受付は土曜日、日曜日及び休日を除き、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 提出場所

「4 実施団体」のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

9 質疑応答

仕様書等に関する質問及び回答方法については次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書（第7号様式）を用いて、電子メールにて提出すること。

(2) 質問先

「4 実施団体」のとおり

(3) 質問期間

令和7年3月7日（金）から令和7年3月11日（火）まで

(4) 回答方法

令和7年3月17日（月）までに電子メールにより回答する。なお、回答は参加申出者全てに対して質問者を明らかにしない形で送付する。

10 審査

（1）審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、全国都市緑化フェア in 京都丹波広報宣伝・協賛・行催事実施計画策定及び実施業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

（2）審査日時及び場所等

ア 審査日時

令和7年4月7日（月）又は令和7年4月10日（木）の午後に実施する。
時間は未定（別途、参加者に通知する。）

イ 審査場所

亀岡市役所（別途、参加者に通知する。）

ウ 出席者

出席者は5名以内とする。

エ 所要時間

50分以内（準備5分、説明20分、質疑応答20分、片付け5分）

オ 内容

説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

カ 審査環境

プロジェクト、スクリーンは全国都市緑化フェア in 京都丹波推進協議会事務局で用意する。それ以外でプレゼンテーション等に必要な機材は、全て提案者が用意すること。

（3）提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおり。

（4）優先契約交渉事業者の特定

ア 選定委員会での審査の結果、最高得点の提案書等を提出した者を優先契約交渉事業者として選定する。ただし、評価点が6割に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が複数いる場合は、選定委員会で協議のうえ、優先契約交渉事業者を選定する。

（5）審査結果の通知

優先契約交渉事業者を特定した後は、審査結果通知書（第8号様式）により、令和7年4月中下旬頃に提案者全員に対してその結果を通知する。

(6) 審査結果の公表

審査の結果、特定した優先契約交渉事業者と契約を締結した後、速やかに提案者名、各提案者の審査結果（順位、点数を含む。）を亀岡市・南丹市・京丹波町のホームページにおいて公表する。

11 契約締結等

優先契約交渉事業者と本業務の契約締結交渉を行う。

なお、下記のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5 参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能になったとき。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本件の参加申込み後、参加を辞退する場合は速やかに実施団体に電話連絡のうえ、辞退届（任意様式）を郵送又は持参により提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。
ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、実施団体の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 審査により選定された事業者は、審査結果通知書（第8号様式）受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (8) 契約書に係る仕様書は、実施団体が示した仕様書及び選定された提案に基づき、優先契約交渉事業者と協議の上、決定することとする。
- (9) 次の場合、提出書類等は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
 - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
 - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (10) 審査内容や審査経過については、公表しない。

- (11) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (12) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (13) 実施団体の運営は、亀岡市・南丹市・京丹波町からの負担金に依存していることから、令和7年度の負担金納入額によっては、本業務の事業規模等が変更となる可能性がある。
- (14) 「第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会」設立後は、本業務の実施団体は、「第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会」へ移行する。移行の後は、「全国都市緑化フェア in 京都丹波推進協議会」とあるのは「第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波実行委員会」と読み替えるものとする。